

就職氷河期世代の募集・採用をご検討ください！

労働者の募集・採用にあたっては、原則として年齢制限を設けることはできませんが、様々な事情で正社員雇用の機会に恵まれなかった就職氷河期世代の方の安定した雇用を促進するため、**令和7年3月31日までの間ハローワークで以下の条件を満たす求人を申込んだ場合に限り、年齢を36歳以上56歳以下に限定した募集を行うことが可能になりました。**

* 就職氷河期世代とは、おおむね1993年（平成5年）～2004年（平成16年）に学校卒業期を迎えた世代を指し、2024年4月現在、大卒で概ね42～53歳、高卒で概ね38～49歳となっていますが、就職氷河期世代に限定した募集については、36歳～56歳以下としています。

求人申込みの条件

1 就職氷河期世代で「安定した就労の経験が少ない方」(※)を対象に募集すること。

※「安定した就労の経験が少ない方」とは・・・

- ・正社員として働いた経験がなく、非正規雇用の就業経験が多い方
 - ・複数の会社で正社員として働いた経験はあるものの、いずれも短期間で辞めてしまった方
 - ・短期間での離職や転職が多い方
 - ・無業期間が長い方
- など

2 期間の定めのない労働契約を締結することを目的としていること

3 『免許資格：不問である』又は『業務に従事した経験があることを求人条件にしないこと』

4 特記事項に「就職氷河期世代で正社員雇用の機会に恵まれなかった方限定」と記載

また、求人は「年齢不問」だが、就職氷河期世代の方の応募も歓迎したいという場合、上記2～3の条件に該当する求人であれば、求人票上に「**就職氷河期世代歓迎求人**」等と表示をして募集することも可能です。

※ 就職氷河期世代を対象とした募集・採用に関するご相談は、最寄りのハローワークまでご連絡ください。